

工事一時中止に係る
ガイドライン
(建築工事編)

令和2年5月

三好市

目次

1	策定の背景	P 1
	◆工事発注の基本的考え方	
	◆工事の現状及び課題	
	◆ガイドラインの策定	
2	工事の一時中止に係る基本フロー	P 2
3	発注者の中止指示義務	P 3
4	工事を中止すべき場合	P 4
5	中止の指示・通知	P 5
6	基本計画書の作成	P 6
7	請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	P 7
8	増加費用の考え方	P 8
9	増加費用の内訳書及び事務処理上の取扱い	P 8
10	その他（参考資料）	P 9
	◆三好市公共工事標準請負約款「抜粋」	
	◆参考様式（中止通知等）	
	◆参考様式（基本計画書）	

1 策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占有事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

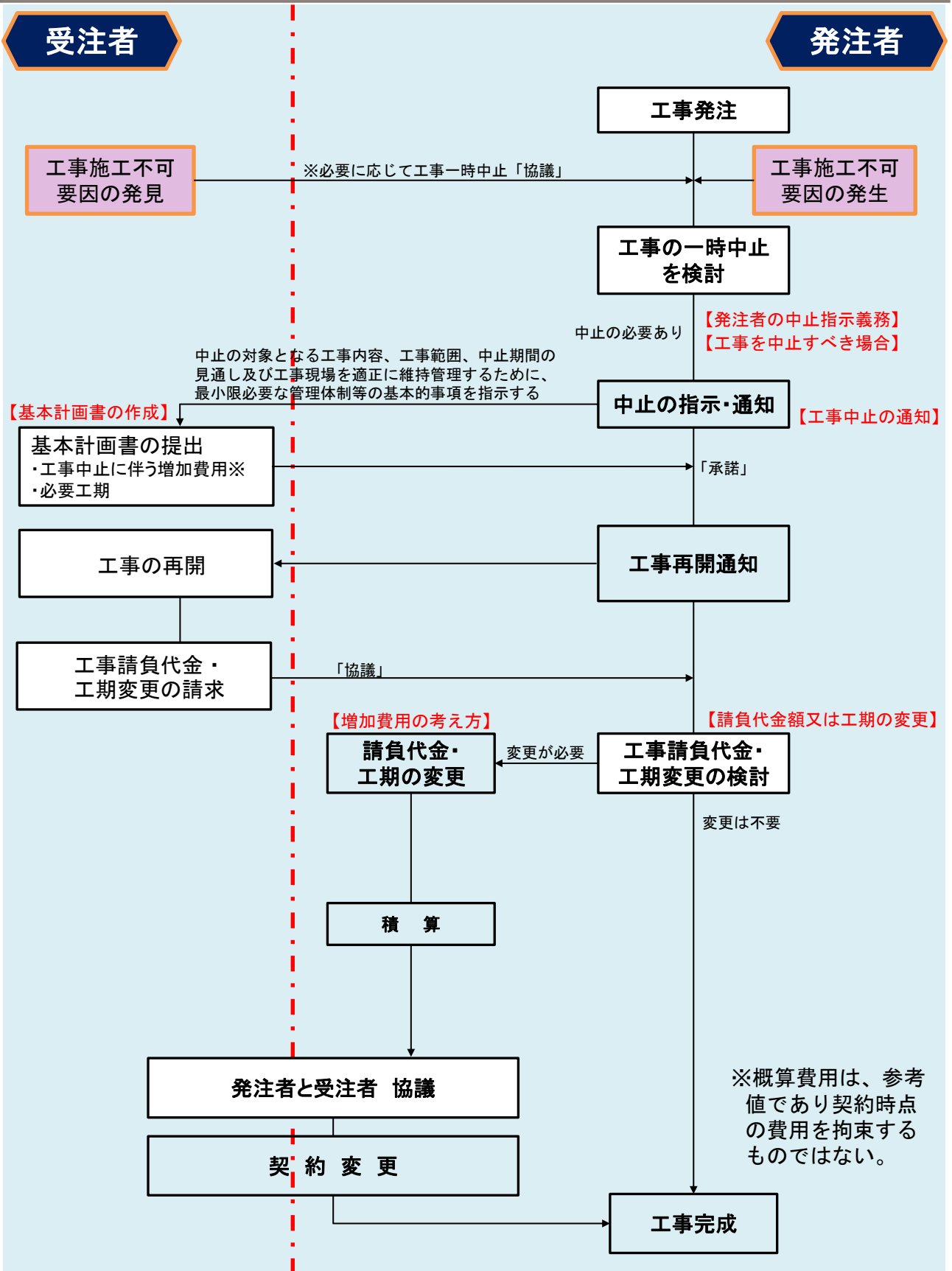
◆ 工事の現状及び課題

- 一部の営繕工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

◆ ガイドラインの策定

- 発注者は三好市公共工事標準請負契約約款第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
このことから、主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

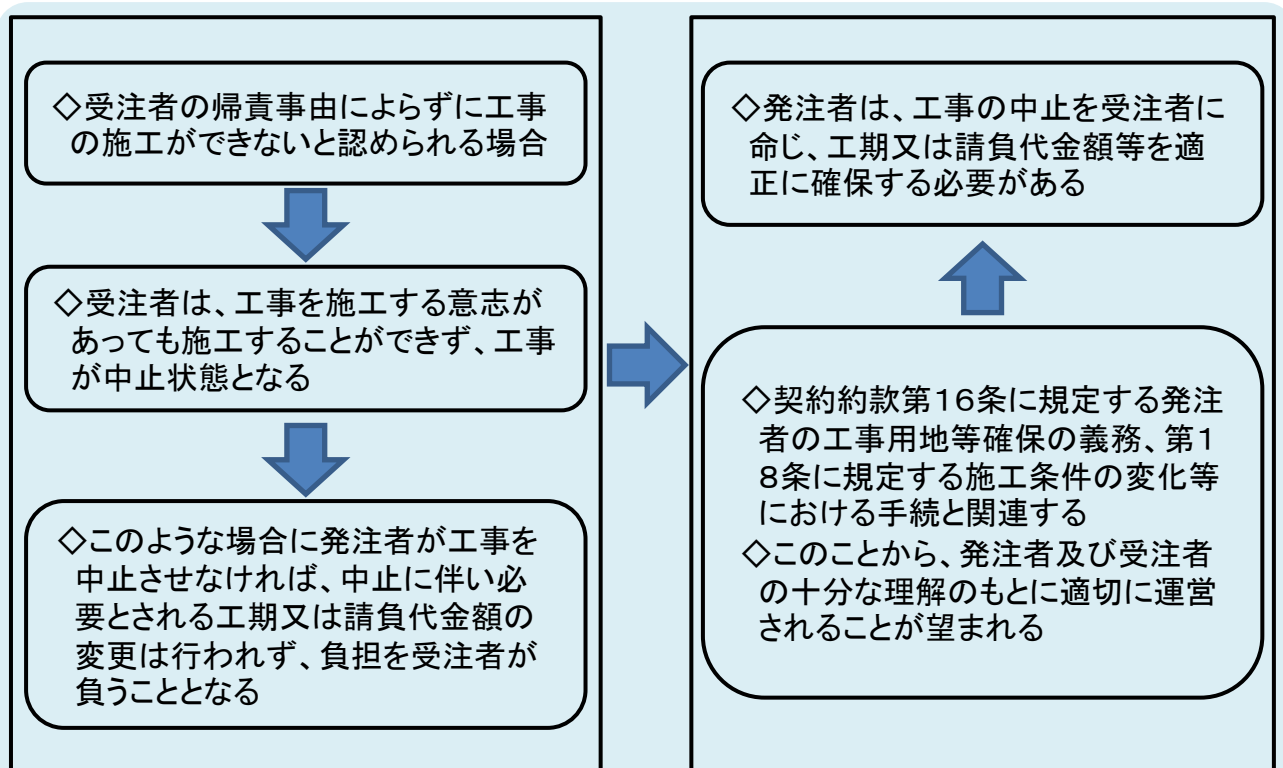


3 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【契約約款第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の催告によらない解除権）第48条1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合(例示)

- 設計図書と実際の**施工条件の相違**又は**設計図書の不備**が発見されたため(契約書第18条)**施工を続けることが不可能な場合等**。
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合(例示)

- **地中障害物・埋設物等の調査及び処理**を行う場合。
- **埋蔵文化財の調査又は発掘**を行う場合。
- **天災等により地形等に物理的な変動**があった場合。
- **妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為**があった場合。

5 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。
【契約約款第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

- ◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、**発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。**
- ◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。
（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記

一般共通事項 [項目]・工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画書の記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- ◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

【契約約款第20条3項】

- ◇「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用の負担

- ◇増加費用
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8 増加費用の考え方

- ◆ 国土交通省官庁営繕部が策定している「工事一時中止に係るガイドライン 9. 増加費用の考え方」等を参考に積算するものとする。

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の取扱い

- ◆ 国土交通省官庁営繕部が策定している「工事一時中止に係るガイドライン 10. 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い」等を参考に扱うものとする。

10 その他(参考資料)

◆ 三好市公共工事標準請負約款《抜粋》

第16条 (工事用地の確保)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片づけを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片づけを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけについて異議を申し出ることができないとともに、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条 (条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。
 - 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

10 その他(参考資料)

◆ 三好市公共工事標準請負約款《抜粋》

第19条 (設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 (工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第48条 (受注者の催告によらない解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止 1)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

三好市長 印

工事の一時中止について (通知)

年 月 日付けで契約締結した工事について、次のとおり工事の施工を中止されるよう、三好市公共工事標準請負契約約款第 20 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 工事名

2 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

3 中止の理由

4 中止内容等 (別添図面のとおり)

5 基本計画書の提出 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出すること。

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止 2)

年 月 日

三好市長 様

(発注者) 印

工事一時中止に伴う基本計画書について (提出)

年月日付けで工事一時中止の通知があった次の工事について、別添のとおり基本計画書を提出します。

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止3)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

三好市長

印

工事の再開について (通知)

年 月 日付け〇〇第 号で一時中止を通知した工事について、次のとおり工事の施工を再開されるよう通知します。

記

1 工事名

2 中止再開日 年 月 日

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止 4)

年 月 日

三好市長 様

(発注者) 印

工事一時中止に伴う請負代金額の変更について (提出)

現在施行中である工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、三好市公共工事標準請負契約約款第 20 条により、次のとおり協議します。

記

1 工事名

2 協議額 ¥〇〇〇, 〇〇〇—
(詳細は別添のとおり)

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止 5)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

三好市長

印

請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付けで協議のありました工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、
当市において検討した結果、次のとおり変更金額を算定しましたので協議します。

なお、この金額に異存がない場合は下記に押印のうえ返送してください。

記

1 工事名

2 変更協議金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇—

3 貴社協議金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇—

上記金額について承諾します。

年 月 日

三好市長 様

受注者

印

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (中止通知等)

様式 (中止 6)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

三好市長

印

請負代金額の変更について (通知)

年 月 日付けで協議のありました工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、
当市において検討した結果、変更の必要が認められませんでしたので通知します。

記

1 工事名

2 貴社協議金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇—

3 変更しない理由

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (基本計画書)

年 月 日

三好市長 様

受注者 住所
氏名

印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

年 月 日付で工事一時中止の通知があった次の工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

工事名 :

10 その他(参考資料)

◆ 参考様式 (基本計画書)

別紙

基 本 計 画 書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工事の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料 (※1)
 - (5) 建設機械器具等 (※2)
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること

※1：一時中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済みの材料で作業が完了していないものを記載

※2：一時中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済みの建設機械器具等を記載